四　第一号又は第二号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書
五　申告対象法人が最終親会社等である場合には、次に掲げる書類
イ　当該対象会計年度の当該申告対象法人に係る連結等財務諸表
ロ　当該対象会計年度前の対象会計年度に係るイに掲げる書類に表示すべき事項の修正の内容
ハ　イに掲げる書類に係る勘定科目内訳明細書
六　申告対象法人が共同支配親会社等である場合には、次に掲げる書類
イ　当該対象会計年度の当該申告対象法人に係る連結等財務諸表
ロ　当該対象会計年度前の対象会計年度に係るイに掲げる書類に表示すべき事項の修正の内容
ハ　イに掲げる書類に係る勘定科目内訳明細書
七　その他参考となるべき事項を記載した書類

（電子情報処理組織による申告）

第三十八条の七十　第三十八条の四十八第一項（電子情報処理組織による申告）の規定は法第八十二条の二十三第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続について、第三十八条の四十八第二項の規定は法第八十二条の二十三第一項に規定する財務省令で定める方法について、第三十八条の四十八第三項及び第六項の規定は当該内国法人が法第八十二条の二十三第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供について、第三十八条の四十八第四項の規定は法第八十二条の二十三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体について、第三十八条の四十八第五項の規定は申告書記載事項又は添付書類記載事項の送信又は提出に関するファイル形式について、同条第七項の規定は電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目について、それぞれ準用する。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三十八条の七十一　第三十八条の四十九第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定は法第八十二条の二十四第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）において準用する法第八十二条の八第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）に規定する財務省令で定める事項について、第三十八条の四十九第二項の規定は法第八十二条の二十四第二項において準用する法第八十二条の八第二項に規定する財務省令で定める書類について、第三十八条の四十九第三項の規定は法第八十二条の二十四第二項において準用する法第八十二条の八第八項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十九第一項第三号中「第八十二条の八第一項」とあるのは「第八十二条の二十四第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）」と、同条第二項中「同条第一項」とあり、並びに同条第三項第三号及び第四号中「法第八十二条の八第一項」とあるのは「法第八十二条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

第三編第五章を同編第六章とし、同編第四章を同編第五章とする。

第六十一条の九の見出しを削り、同条中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、第三編第三章中同条を第六十一条の十三とし、同章を同編第四章とする。

第三編第二章の次に次の一章を加える。

第三章　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等

第一節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

（国際最低課税残余額確定申告書の記載事項）

第六十一条の九　法第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する法第八十二条の十四第一項第三号（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次条第一項第一号及び第二項において同じ。）に属する法第八十二条第十三号に規定する構成会社等である外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二　代表者の氏名及び恒久的施設等（法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。次条第一項第三号において同じ。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名

三　当該対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（国際最低課税残余額確定申告書の添付書類）

第六十一条の十　法第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する法第八十二条の十四第三項（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録に記載された情報の内容を記載した書類）とする。

一　当該対象会計年度の外国法人の属する特定多国籍企業グループ等の法第八十二条第十号（定義）に規定する最終親会社等に係る同条第一号に規定する連結等財務諸表

二　当該対象会計年度の前号の外国法人の第三十八条の五十第一項第一号（国際最低課税残余額）に規定する個別財務諸表